

SSKS 療育ねっとわーく川崎

2010年3月20日発行
No.126 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

みんなの伝言板 3月のカレンダー

ご感想は e-mail : kouhou @ rond.jp までどうぞ
☆編集メンバー 谷、山崎健、杉田、遠藤



はいきんぐくらぶずんずん

日曜日に開催予定
☆多摩川を歩く会です。障害のある方もない方も、みんな楽しく歩いています。サポーター募集中!
代表：桑原由起子
副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子
お問合せは Rond・福田まで



マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定
れいんぼう川崎で行います
お問合せは Rond・和田まで



豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です
問い合わせ先 サポートセンター Rond

【映画】 ぼくはうみがみたくなりました

小説「ぼくはうみがみたくなりました」は自閉症児・大輝君の父親である脚本家・山下久仁明雅「一人でも多くの人たちに自閉症のことを知ってほしい」という思いから2002年に書き下ろした小説。映画化を企画し、インターネットで製作費のカンパを呼びかけた矢先の2006年3月、山下久仁明は中学を卒業したばかりの大輝君を事故で失う。その3年後、全国の賛同者1000人以上からの寄付をもとに、2009年の春、ついに映画が完成する。



4月3日～4月9日 13:50
4月10日～4月16日 11:50/19:00
*休映 4月5日・4月11日・4月12日
川崎市アートセンターで上映※小田急線新百合ヶ丘駅北口3分
一般 1500円/大学専門生 1200円
シニア・障害者・付添 1000円

『たまりばフェスティバル2009～今年も大盛りビタミンえん あなたのハートにウルトラIN～』

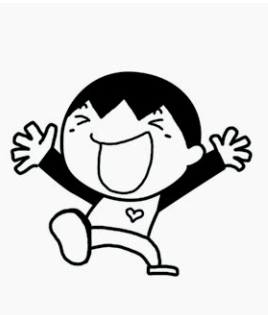
日時・・・2010年3月20日(土)14:00～17:00(開場13:30)
参加費：大人・1200円(コーヒー券付き) 子ども・100円
会場：川崎市民プラザ・ふるさと劇場
アクセス：①田園都市線・南武線「溝の口」駅南口バス停から市営バス(溝23系統)「梶ヶ谷」駅行き乗車→「市民プラザ」下車(約10分) ②田園都市線「梶ヶ谷」駅から市営バス(溝23系統)「溝の口」駅南口駅行き乗車→市民プラザ下車(約5分) ③田園都市線「梶ヶ谷」駅より徒歩15分
主催：NPO法人フリースペースたまりば TEL:044-833-7562 http://www.tamariba.org
【フェスティバルプログラム予定】
①パーカッション奏者 B・Bモフランとジャンベ(西アフリカ太鼓) 隊の演奏②ソプラノ歌手桜井純恵さんと合唱③俳優片岡五郎さん・ジャズダンサー西崎さんとオリジナル劇④愛知県立大学長谷川ゼミと仲間たち作成の映像⑤9001Fの鉄道写真とトーク⑥ジョナサン劇団(保護者で結成)のオリジナル劇⑦たまりばフォルクローレ(南米民俗音楽) 隊「ロスえんクエントロス」の演奏(チャランゴ奏者 TOYO 草薙さん・ケーナ奏者長岡さん・サンポーニャ奏者荒川さんと演奏) ⑧一年間の活動ビデオ「たまりば2009」の上映⑨みんなでオカリナ演奏⑩若者フォルクローレバンドの演奏⑪若者有志によるバンド演奏
☆他にも、工房たまりば製品の展示等も行ないます。

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
TEL 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: info@rond.jp http://www.rond.jp/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費2000円 賛助会費一口1000円

こんなとき どうするの

2010年3月9日(火)ソレイユ川崎にて、ヘルパー会の研修が行われました。江川先生の「ケアに絡む応急対応」ということで、主に発作に関わるお話を伺いました。研修会で、こんなときどうすればいいの? という質問がいくつか出ました。



《質問》

てんかん発作を抑える薬を服用していますが、攻撃的になったり口内炎ができたりと、副作用が疑われるのでお薬の量を減らしています。てんかんのお薬は血中濃度が大切との事ですが、まめにはかかってもらったほうがいいでしょうか(家族)。

《答え》

増やす時にはまめに確認が必要だが減らす場合は、減らす前にはかかっていて、そこから類推できる程度大丈夫です。減らして状態がよくなるかは、少しずつ確かめながらやってみる必要がある。時間がかかるが、ひ

抗てんかん剤の副作用

眠気	薬疹	多動
歯肉肥厚	肝障害	血小板減少
食欲亢進・低下	筋力低下	分泌物増加

とつひとつの条件をつぶして何が原因かを特定していきます。

今きいている薬をあきらめて改めて変えるのは勇気がいる。ここ4年ほどで新薬もいくつか出ています。

《質問》

支援に入っているお子さんが大きな発作を起こすのだが、お母さんがなれていて、不安に思うことがあります(支援者)。

《答え》

発作の大きさについては、長年暮らしている家族の判断に任せてもいいのではありません。

《質問》

子どもの様子がおかしいときがあるが、発作かどうかの判断がつかないときがあります。医師にどのように話したらよいでしょうか(保護者)。

《答え》

様子がおかしい時は、ビデオなど動画をとって医師に見せるとよいでしょう。プロに判断してもらおう。そこではつきりしなければ、24時間脳波をはかる検査もあります。

研修会の内容についてはDVDに収めてあります。ご覧になりたい方は、Rond事務所までお問い合わせください。

今月号の目次

こんなときどうするの.....	1
障害者福祉施策に関する要望書と回答.....	2
療育ねっとわーく事務局だより.....	3
ヘルパー会報告「発作について」.....	4
明日香のたまご.....	6
みんなの伝言板.....	8

障害者福祉施策に関する 要望書と回答

昨年11月25日に7団体で提出した「障害者福祉施策に関する要望書」の回答をおしらせします。

要望事項（回答）

1. 障害児・者の福祉サービス、および自立支援医療、補装具の利用に対する負担は中止するよう国に働きかけると共に、当面、川崎市として利用者本人の所得が非課税の場合 は無料にしてください。

（回答） 障害福祉サービスに係る国への要望につきましては、これまで他市の政令市とともに、利用者負担に関することも含め、行ってまいりました。今後とも、障害者自立支援法の施行状況等に留意しながら、国への働きかけを行ってまいりたいと存じます。

また、利用者負担の軽減についてでございますが、本市におきましては、これまで、市独自の軽減策を実施してまいりましたが、国においては、平成22年4月から低所得（市民非課税）の障害者等の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の無料化を予定しており、今後とも、国の動向等に留意しながら、利用者の方々の過重な負担にならないよう、配慮してまいりたいと存じます。

2. 施設利用者に対する食費・水光熱費・個室利用料等の全額自己負担を軽減してください。

（回答） 施設入所者に対する食費・光熱水費等の実費負担分につきましては、障害者自立支援法では、収入状況に応じ補給給付を適用することで、負担軽減を図っているところでございます。

3. 移動支援事業について、次のような見直しを行ってください。

(1)利用者負担は中止してください。当面、利用者本人の所得が非課税の場合 は無料にしてください。

（回答） 移動支援事業につきましては、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のメニューとなっておりますので、本市の場合、利用者負担について、介護給付等の負担割合より低額に設定したところでございます。

具体的には、原則、報酬単価の8%としておりますが、生活上不可欠な外出である移動支援については3%とすることで、さらに軽減を図っているところでございます。

今後とも、障害福祉サービスの利用者負担に係る国の動向や他都市の移動支援事業の実施状況等に留意しながら、利用者の方々の過重な負担にならないよう配慮してまいりたいと存じます。

包括支援の対象者については、重度訪問介護において、障害程度区分6、重度障害者等包括支援対象者として移動に係る介護支援を提供することが可能となっております。また、移動支援事業につきましては、障害の程度で申し上げますと、重度訪問介護や行動援護の対象とならない中軽度から重度の障害児者を対象としております。

つきましては、現行の制度の中では医療従事者による医療的なケアが必要な障害者への外出支援及び医療的ケアに特化したサービスはございませんが、本市におきましては、関係機関等の御協力をいただき、平成21年度において、医療的なケアも盛り込まれた重度訪問介護従事者研修を開催する予定でございますので、医療従事者でなくとも支援が行える体制の整備（人材の育成）について努めてまいりたいと存じます。

(7)今後、移動支援事業が地域生活支援事業から外れ個別給付となった場合でも、市単独制度として、支援を受けなくては外出が困難な人たちが通学・適所はもちろん、グループでの外出や、宿泊を伴う外出でも利用できる移動支援サービス事業を実施してください。

（回答） 国におきましては、移動支援事業の個別給付化も含め、今後、制度の見直しを検討していると伺っております。

つきましては、本市におきましても、国の動向に留意するとともに、制度体系が変更となった場合においても、

(2)支援を受けなくては外出が困難な障害者の権利として移動支援の支給を認め、利用目的を問わない移動支援サービスに一本化してください。

（回答） 移動支援事業のサービス類型につきましては、利用者の皆様の幅広い外出ニーズに可能な限り対応できる内容とするために設定したものでございます。また、利用者負担につきましても、原則8%とするなか、「移動支援」について3%としたのは、「社会生活上必要不可欠な外出」については、可能な限り利用者の皆様の負担軽減を図るためでございます。

いづれにいたしましても、移動支援事業につきましては、障害のある方々の地域社会における自立と社会参加を促進するための重要な施策として認識しておりますので、障害者自立支援法の廃止も含めた今後の国の動向等を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。

(3)報酬単価を抜本的に引き上げてください。

（回答） 本事業の報酬単価につきましては、指定移動支援事業者の経営の安定化に向けて、平成22年度から額の引上げについて行えるよう、準備を進めているところでございます。

(4)利用時間及び利用時間帯の制限を撤廃してください。

（回答） 原則として、サービス利用時間は8時から21時の間としておりますが、他の時間帯においても、ご利用者と事業者の間に了解があれば、サービス

施しておりますが、制度の安定性・継続性が何より重要であると考えておりますので、22年度以降の対応につきましては、県内他都市の動向を注視するとともに、制度の趣旨を踏まえ、慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。

5. 心身障害者手当の削減につながる所得制限の導入や支給対象者の見直しなどの検討を直ちに中止し、現行の手当支給を継続すると共に、精神障害者にも手当を支給してください。

（回答） 心身障害者手当につきましては、障害者施策推進協議会内に障害者団体代表や学識者を委員とする「心身障害者手当あり方検討専門部会」を設置し、その検討結果を障害者施策推進協議会に報告しております。今後も引き続き手当のあり方や在宅福祉サービスの充実について検討してまいります。

6. 重度の肢体障害者がグループホームおよびケアホームに入居できるよう、バリアフリー整備の設置費や保守点検に掛かる経費に対する助成制度を設けると共に、入居者が居宅介護を利用した場合に生じる報酬単価の減額に對して補助を行ってください。

（回答） 平成21年10月から身体障害者につきましても、グループホームおよびケアホームの対象となったところがございます。これまで知的障害者や精神障害者を実施してまいりました家賃補助等の市単独補助については、身体障害者も対象として加えてまいりま

す。

また、緊急一時入所用のベッド枠につきましては、通年にわたって確保できるように、委託方式で施設側にお願

すの提供は可能としております。

(5)施設入居者も日中活動の場への支援サービスが認められた経緯からみても、施設入居者にも「移動支援」の利用を認めてください。

（回答） 障害者支援施設において施設入所支援を受ける方については、併せて日中活動サービスに係る施設障害福祉サービスについて支給決定を受けることになり、原則として、居宅介護等を利用することはできませんが、一時帰宅する場合など施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、行動介護について支給決定を行うことは可能となっております。

移動支援につきましても、個別給付の取扱いに準じて制度の運用を行っておりますので、現時点で施設入所者が当該サービスを利用できる場合としては、一時帰宅中の利用などが考えられますが、地域移行するための支援の一環として、地域の日中活動系サービスを利用する場合で、当該施設等の送迎サービスがなく付添い介助が必要なきには、通所支援により6カ月の範囲内での利用は可能としております。

(6)医療的ケアが必要な障害者が外出する際に、医療従事者を市の責任で確保し、その利用料についても補助してください。

また、医療従事者でなくても医療的ケアの研修を受けた人が支援できるように基盤整備をしてください。

（回答） 現行の制度体系の中では、医療的ケアが見込まれる重度障害者等

また、バリアフリー化の整備に係る支援については、既存の国制度の活用等図ってまいりたいと存じます。

なお、入居者が居宅介護を利用した報酬単価の扱いにつきましては、従前は、居宅介護を利用する日以外も低い報酬単価を算定する扱いでしたが、平成21年10月から取扱いが改まり、居宅介護を利用した日のみ低い報酬単価を算定する扱いとなりました。

グループホームおよびケアホームにつきましては、引き続き、ご利用者や関係者の皆様方のご意見等をお伺いしながら、制度の充実を努めてまいりたいと存じます。

7. 主たる介護者が病気や怪我、親族知人の葬儀などの緊急的に一時的に利用できるショートステイをえるように入所施設の緊急一時用の枠を設けてください。契約ではなく緊急措置扱いとし、予算をつけてください。

（回答） ショートステイにつきましては、障害がある方々やご家族の地域生活を支えるための重要な施策と考えておりますので、主たる介護者の急な病気などに対応できる緊急一時入所用のベッドの確保については、関係施設等と協議しながら、平成22年度からの実施に向け、準備を進めているところでございます。

また、緊急一時入所用のベッド枠につきましては、通年にわたって確保できるように、委託方式で施設側にお願